

総社市農業委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月29日

総社市農業委員会 会長 川 田 嘉

総社市農業委員会規則第1号

総社市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

総社市農業委員会会議規則（平成17年総社市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(参集) 第2条 略 <u>2 委員は、やむを得ない理由により出席できないときは、開会までにその旨を会長に届け出なければならない。</u> (議席) 第3条 委員の議席は、<u>任命後初めて招集された総会</u>においてくじで定め、その議席には番号を付ける。 2 補欠委員の議席は、前任委員の議席による。ただし、同時に<u>補欠委員が2人以上任命された</u>ときは、くじでこれを定める。</p>	<p>(参集) 第2条 略 (議席) 第3条 委員の議席は、<u>毎年最初の総会又は一般選挙を行った後初めて招集された総会</u>においてくじで定め、その議席には番号を付ける。 2 補欠により<u>当選した委員は、前任委員の議席による。ただし、同時に当選した委員が2人以上の</u>ときは、くじでこれを定める。</p>

附 則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。